

令和7年度

ポンプ庫増設構想作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲)</p> <p>第1-1条</p> <p>(目的)</p> <p>第1-2条</p> <p>(場所)</p> <p>第1-3条</p> <p>(土地の立入り等)</p> <p>第1-4条</p> <p>(業務概要)</p> <p>第1-5条</p> <p>(一般事項)</p> <p>第1-6条</p> <p>(管理技術者)</p> <p>第1-7条</p>	<p>令和7年度ポンプ庫増設構想作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、災害応急用ポンプ格納倉庫の機能、役割、規模等の基本設計条件を整理し、新格納倉庫(格納倉庫及び新設車庫)の基本設計方針を策定するとともに、新設車庫の実施設計を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする災害用応急用ポンプ格納倉庫の建設予定地は、次のとおりである。 愛知県名古屋守山区守孝1丁目1749番地地内</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるものとし、発注者の許可なく土地に立入った場合に生じる補償等は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と調整のうえ作業に着手するものとする。</p> <p>本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 1 格納倉庫 基本構想 1式 2 新設車庫 基本構想及び実施設計 1式</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。 1 作業実施の順序及び方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2 受注者は、常に業務内容を把握し業務実施期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒</p>	

項 目	内 容	備 考													
<p>(担当技術者) 第1-8条</p> <p>(技術者情報の登録) 第1-9条</p> <p>(保険加入) 第1-10条</p> <p>第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条</p>	<p>18年(短大・高専卒23年、高卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)とする。</p> <table border="1" data-bbox="475 365 1257 674"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td rowspan="2">総合技術監理</td> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>2 担当技術者には、一級建築士または二級建築士の資格を有する担当技術者を含むものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たっては、次の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>1 主要構造 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</p> <p>2 現状の施設概要</p>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	農業-農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木													
		農業-農業農村工学													
	農業	農業土木													
		農業農村工学													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木														

項 目	内 容	備 考													
(貸与資料等) 第2-2条	(1) 施設の場所 愛知県名古屋市守山区守孝1丁目1749番地内 (2) 施設の用途 倉庫 (平成21年国土交通省告示第15条 別添二第1号第1類) (3) 施設の延べ床面積 184m <sup>2</sup> (4) 主要構造及び階数 鉄骨造2階 (5) 築造年次 昭和62年度 (昭和63年2月) (6) 耐震安全性の分類 官庁施設の総合耐震診断計画基準 (平成19年12月18日付け 国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号による耐震安全性の分類は次のとおりとする。) ア 建築構造体 III類 イ 建築非構造部材 B類 ウ 建築設備 乙類 (7) 施設収納物等 <table border="1" data-bbox="555 880 1257 1581"> <thead> <tr> <th colspan="2">収 納 物 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">格納倉庫</td> <td>排水ポンプ車: 2台、災害応急用運搬車両: 1台</td> </tr> <tr> <td>電動ハンドリフター: 1台、手動ハンドリフター: 3台</td> </tr> <tr> <td>可搬水中ポンプ: 23台、ポンプ制御盤: 5面</td> </tr> <tr> <td>排水ポンプパッケージ: 2台</td> </tr> <tr> <td>発動発電機: 7台、ため池サイホン: 3セット</td> </tr> <tr> <td>クローラ運搬車: 1台、鋼製水槽: 2基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">格納倉庫 設備</td> <td>天井走行クレーン、門型移動式クレーン</td> </tr> <tr> <td>ポンプ付属品収納スペース</td> </tr> <tr> <td>洗面台</td> </tr> </tbody> </table>	収 納 物 等		格納倉庫	排水ポンプ車: 2台、災害応急用運搬車両: 1台	電動ハンドリフター: 1台、手動ハンドリフター: 3台	可搬水中ポンプ: 23台、ポンプ制御盤: 5面	排水ポンプパッケージ: 2台	発動発電機: 7台、ため池サイホン: 3セット	クローラ運搬車: 1台、鋼製水槽: 2基	格納倉庫 設備	天井走行クレーン、門型移動式クレーン	ポンプ付属品収納スペース	洗面台	
	収 納 物 等														
格納倉庫	排水ポンプ車: 2台、災害応急用運搬車両: 1台														
	電動ハンドリフター: 1台、手動ハンドリフター: 3台														
	可搬水中ポンプ: 23台、ポンプ制御盤: 5面														
	排水ポンプパッケージ: 2台														
	発動発電機: 7台、ため池サイホン: 3セット														
	クローラ運搬車: 1台、鋼製水槽: 2基														
格納倉庫 設備	天井走行クレーン、門型移動式クレーン														
	ポンプ付属品収納スペース														
	洗面台														
	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="469 1753 1257 1995"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>災害応急用ポンプ車等の保有台数一覧及び配置図</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>災害応急用ポンプ格納庫建築関係資料</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	その他	災害応急用ポンプ車等の保有台数一覧及び配置図	1式	その他	災害応急用ポンプ格納庫建築関係資料	1式					
分類	貸与資料	数量													
その他	災害応急用ポンプ車等の保有台数一覧及び配置図	1式													
その他	災害応急用ポンプ格納庫建築関係資料	1式													

項 目	内 容	備 考												
(参考図書) 第2-3条	<p>設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="469 405 1257 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 405 758 448">書 名</th> <th data-bbox="758 405 995 448">著書・発行所</th> <th data-bbox="995 405 1257 448">制定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 448 758 537">官庁施設の設計業務等積算基準</td> <td data-bbox="758 448 995 537">国土交通省大臣官房官庁営繕部</td> <td data-bbox="995 448 1257 537">最新版による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 537 758 624">公共建築工事積算基準</td> <td data-bbox="758 537 995 624">国土交通省大臣官房官庁営繕部</td> <td data-bbox="995 537 1257 624">最新版による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 624 758 712">公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</td> <td data-bbox="758 624 995 712">国土交通省大臣官房官庁営繕部</td> <td data-bbox="995 624 1257 712">最新版による</td> </tr> </tbody> </table>	書 名	著書・発行所	制定年月日	官庁施設の設計業務等積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による	
書 名	著書・発行所	制定年月日												
官庁施設の設計業務等積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による												
公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による												
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	最新版による												
(参考図書及び貸与資料の取扱い)  第2-4条	<p>第2-2条、第2-3条に示す貸与資料及び参考図書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料及び参考図書の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務開始時点の最新版を用い、業務期間中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、業務の進捗に応じて貸与、返納するものとする</p>													
第3章 作業内容 (作業項目及び作業数量)  第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は別紙-1【作業項目内訳表】(当該項目)に○印で示すものとする。</p>													
(作業の留意点)  第3-2条	<p>本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-2条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p>													
第4章 打合せ (打合せ)														

項 目	内 容	備 考
<p>第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として作業項目に沿って行うものとする。</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>開催は対面若しくはWeb会議とする。</p> <p>ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物)</p>		
<p>第5-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部</p> <p>このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R又はDVD-R)により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、前記で黒塗り措置を行った成果物の出力は不要である。</p>	
<p>(成果物の提出先)</p>		
<p>第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 東海農政局土地改良技術事務所</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更)</p>		
<p>第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び作業数量」に変更が生じた場合</p> <p>(2) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</p> <p>(3) 第3-1条に係る作業に伴い、現地調査等の追加作業が生じた場合</p> <p>(4) 履行期間の変更が生じた場合</p> <p>(5) その他</p>	

項 目	内 容	備 考																																													
第7章その他 (業務完了保証人を 選定した場合の特 例) 第7-1条	<p>(1) 受注者が当該業務の契約において業務完了保証人を選定した場合は、共通仕様書の規定を次のとおり読み替えて準用する。</p> <table border="1" data-bbox="491 533 1257 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 533 810 577">共通仕様書の条項</th> <th data-bbox="810 533 1034 577">読み替え前</th> <th data-bbox="1034 533 1257 577">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 577 810 922">           第1-2条 (3)            (4)            (5)            (6)         </td> <td data-bbox="810 577 1034 922">           契約書第9条第            1項            契約書第31条第            2項            契約書第10条第            1項            契約書第11条第            1項         </td> <td data-bbox="1034 577 1257 922">           契約書第8条第            1項            契約書第30条第            2項            契約書第9条第            1項            契約書第10条第            1項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 922 810 1012">           第1-5条 3         </td> <td data-bbox="810 922 1034 1012">           契約書第9条第            2項         </td> <td data-bbox="1034 922 1257 1012">           契約書第8条第            2項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1012 810 1102">           第1-6条 4         </td> <td data-bbox="810 1012 1034 1102">           契約書第10条第            2項         </td> <td data-bbox="1034 1012 1257 1102">           契約書第9条第            2項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1102 810 1146">           第1-15条 1         </td> <td data-bbox="810 1102 1034 1146">           契約書第12条         </td> <td data-bbox="1034 1102 1257 1146">           契約書第11条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1146 810 1191">           第1-16条 1         </td> <td data-bbox="810 1146 1034 1191">           契約書第13条         </td> <td data-bbox="1034 1146 1257 1191">           契約書第12条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1191 810 1281">           第1-19条 1         </td> <td data-bbox="810 1191 1034 1281">           契約書第31条第            1項         </td> <td data-bbox="1034 1191 1257 1281">           契約書第30条第            1項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1281 810 1572">           第1-21条 1            2         </td> <td data-bbox="810 1281 1034 1572">           契約書第18条第            1項第5号            契約書第29条第            1項            契約書第18条            契約書第19条            契約書第21条         </td> <td data-bbox="1034 1281 1257 1572">           契約書第17条第            1項第5号            契約書第28条第            1項            契約書第17条            契約書第18条            契約書第20条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1572 810 1617">           第1-22条 1 (4)         </td> <td data-bbox="810 1572 1034 1617">           契約書第30条         </td> <td data-bbox="1034 1572 1257 1617">           契約書第29条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1617 810 1706">           第1-23条 3            4         </td> <td data-bbox="810 1617 1034 1706">           契約書第22条            契約書第23条         </td> <td data-bbox="1034 1617 1257 1706">           契約書第21条            契約書第22条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1706 810 1796">           第1-24条 1         </td> <td data-bbox="810 1706 1034 1796">           契約書第20条第            1項         </td> <td data-bbox="1034 1706 1257 1796">           契約書第19条第            1項         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1796 810 1886">           第1-25条 (1)         </td> <td data-bbox="810 1796 1034 1886">           契約書第27条            契約書第28条         </td> <td data-bbox="1034 1796 1257 1886">           契約書第26条            契約書第27条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1886 810 2020">           第1-26条 (1)         </td> <td data-bbox="810 1886 1034 2020">           契約書第27条            契約書第28条            契約書第40条         </td> <td data-bbox="1034 1886 1257 2020">           契約書第26条            契約書第27条            契約書第39条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 2020 810 2065">           第1-27条 1         </td> <td data-bbox="810 2020 1034 2065">           契約書第33条         </td> <td data-bbox="1034 2020 1257 2065">           契約書第32条         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 2065 810 2110">           第1-28条 1         </td> <td data-bbox="810 2065 1034 2110">           契約書第7条第         </td> <td data-bbox="1034 2065 1257 2110">           契約書第6条第         </td> </tr> </tbody> </table>	共通仕様書の条項	読み替え前	読み替え後	第1-2条 (3) (4) (5) (6)	契約書第9条第 1項 契約書第31条第 2項 契約書第10条第 1項 契約書第11条第 1項	契約書第8条第 1項 契約書第30条第 2項 契約書第9条第 1項 契約書第10条第 1項	第1-5条 3	契約書第9条第 2項	契約書第8条第 2項	第1-6条 4	契約書第10条第 2項	契約書第9条第 2項	第1-15条 1	契約書第12条	契約書第11条	第1-16条 1	契約書第13条	契約書第12条	第1-19条 1	契約書第31条第 1項	契約書第30条第 1項	第1-21条 1 2	契約書第18条第 1項第5号 契約書第29条第 1項 契約書第18条 契約書第19条 契約書第21条	契約書第17条第 1項第5号 契約書第28条第 1項 契約書第17条 契約書第18条 契約書第20条	第1-22条 1 (4)	契約書第30条	契約書第29条	第1-23条 3 4	契約書第22条 契約書第23条	契約書第21条 契約書第22条	第1-24条 1	契約書第20条第 1項	契約書第19条第 1項	第1-25条 (1)	契約書第27条 契約書第28条	契約書第26条 契約書第27条	第1-26条 (1)	契約書第27条 契約書第28条 契約書第40条	契約書第26条 契約書第27条 契約書第39条	第1-27条 1	契約書第33条	契約書第32条	第1-28条 1	契約書第7条第	契約書第6条第	
共通仕様書の条項	読み替え前	読み替え後																																													
第1-2条 (3) (4) (5) (6)	契約書第9条第 1項 契約書第31条第 2項 契約書第10条第 1項 契約書第11条第 1項	契約書第8条第 1項 契約書第30条第 2項 契約書第9条第 1項 契約書第10条第 1項																																													
第1-5条 3	契約書第9条第 2項	契約書第8条第 2項																																													
第1-6条 4	契約書第10条第 2項	契約書第9条第 2項																																													
第1-15条 1	契約書第12条	契約書第11条																																													
第1-16条 1	契約書第13条	契約書第12条																																													
第1-19条 1	契約書第31条第 1項	契約書第30条第 1項																																													
第1-21条 1 2	契約書第18条第 1項第5号 契約書第29条第 1項 契約書第18条 契約書第19条 契約書第21条	契約書第17条第 1項第5号 契約書第28条第 1項 契約書第17条 契約書第18条 契約書第20条																																													
第1-22条 1 (4)	契約書第30条	契約書第29条																																													
第1-23条 3 4	契約書第22条 契約書第23条	契約書第21条 契約書第22条																																													
第1-24条 1	契約書第20条第 1項	契約書第19条第 1項																																													
第1-25条 (1)	契約書第27条 契約書第28条	契約書第26条 契約書第27条																																													
第1-26条 (1)	契約書第27条 契約書第28条 契約書第40条	契約書第26条 契約書第27条 契約書第39条																																													
第1-27条 1	契約書第33条	契約書第32条																																													
第1-28条 1	契約書第7条第	契約書第6条第																																													

項 目	内 容			備 考					
第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条		1項	1項						
	第1-29条 1 2	契約書第6条第 5項 契約書第8条	契約書第5条第 5項 契約書第7条						
	第1-33条 1	契約書第15条	契約書第14条						
	(2) 受注者が当該業務の契約において業務完了保証人を選定した場合は、特別仕様書の規定を次のとおり読み替えて準用する。								
	<table border="1" data-bbox="523 577 1257 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 577 772 620">特別仕様書の条項</th> <th data-bbox="772 577 1011 620">読み替え前</th> <th data-bbox="1011 577 1257 620">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 620 772 712">第7-1条</td> <td data-bbox="772 620 1011 712">契約書第17条から第20条</td> <td data-bbox="1011 620 1257 712">契約書第16条から第19条</td> </tr> </tbody> </table>	特別仕様書の条項	読み替え前		読み替え後	第7-1条	契約書第17条から第20条	契約書第16条から第19条	
特別仕様書の条項	読み替え前	読み替え後							
第7-1条	契約書第17条から第20条	契約書第16条から第19条							
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。									

## 【作業項目内訳表】

## 1. 業務内容

【格納倉庫 A=184m<sup>2</sup>】

作業項目		作業内容	作業実施欄	
			当初	変更
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や整備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	○	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	○	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	○	
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。	○	
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。	○	
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。)を作成する。	○	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点にお	○	

	いて、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。		
--	--	--	--

【新設車庫 A=200m<sup>2</sup>】

作業項目		作業内容	作業実施欄	
			当初	変更
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や整備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は協議する。	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	○	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	○	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	○	
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。	○	
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。		
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。	○	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提	○	

		出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。		
(8) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。	○	
(9) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	○	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○	
(10) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	○	
	(ii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。	○	
(11) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。	○	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。	○	
(12) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用	○	

	を概算し、工事費概算書を作成する。		
(13) 実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	○	

## 2. 成果図書

### (1)

設計の種類		成果図書	作業実施欄	
			当初	変更
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書	○	
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書	○	
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	○	
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	○	
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	○	

別紙－２ 割合

次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～D（測量の場合は、A～C）までに掲げる額に100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にはあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	－
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額